

第2章 計画条件の整理

本市は、東京湾沿い、千葉県ほぼ中央に位置し、東部は市原市、西部は木更津市に接している。また、東京湾アクアライン及び同連絡道、東関東自動車道館山線が供用され、首都圏中央連絡自動車道の工事進捗などにより都市化が進行している。図 2-1に袖ヶ浦長浦地域の変遷を示す。

本市の地勢、土地利用状況、人口の推移ならびに事業所数の推移は表 2-1、表 2-2、図 2-2及び表 2-3に示すとおりである。

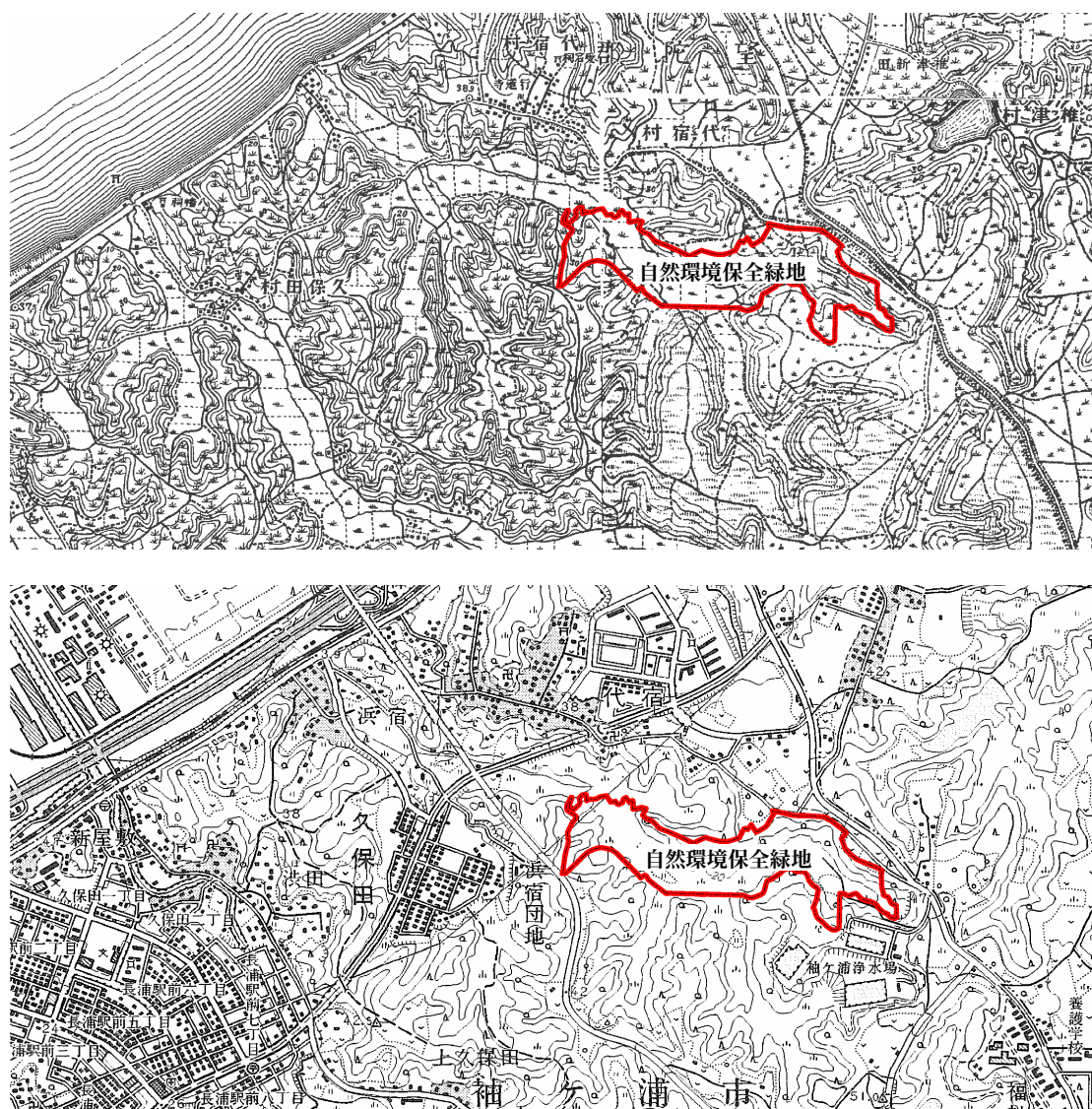


図 2-1 袖ヶ浦長浦地域の変遷と椎の森自然環境保全緑地

出展：(上段)迅速図¹ (明治 15～16 年)

(下段)国土地理院地形図 1/25,000 姉崎(平成 10 年)

¹地図資料編集会編 (1989) 明治前期 関東平野地誌図集成、柏書房、東京より

表 2-1 本市の地勢

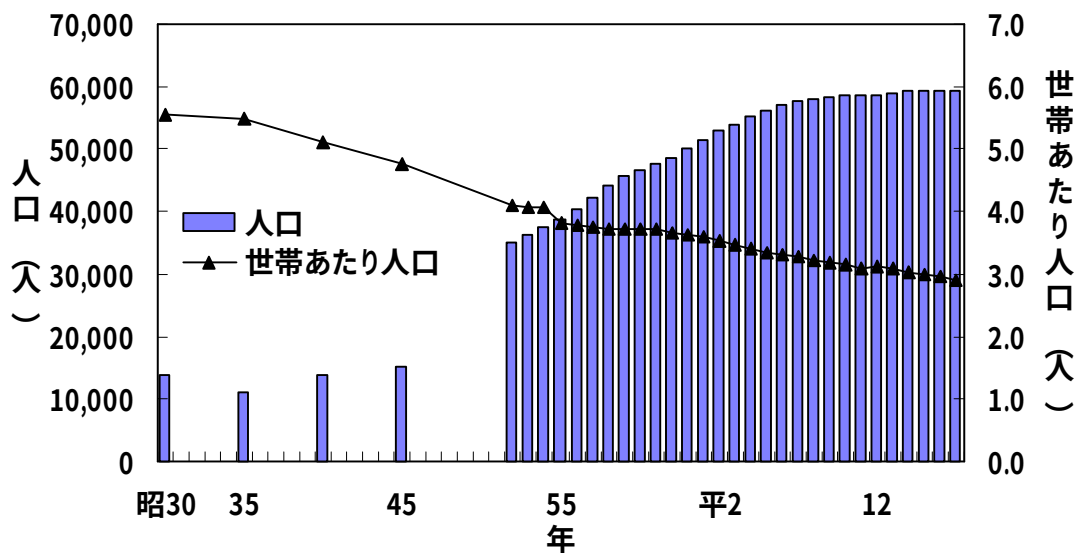
市役所位置	袖ヶ浦市坂戸市場1番地1
東経	139° 57' 27"
北緯	35° 25' 36"
東西の距離	14.0 km
南北の距離	13.5 km
周囲	84.5 km
面積	94.92 km ²

出展：袖ヶ浦市資料

表 2-2 本市の土地利用（単位：m²）

地目	平成 17 年 1 月 1 日
総数	94,920,000
田	18,633,127
畑	12,465,625
宅地	18,911,321
池沼	111,556
山林	15,221,656
牧場	23,867
原野	872,869
雑種地	10,031,495
その他	18,648,484

出展：袖ヶ浦市資料

図 2-2 本市の人口の推移
昭和 30 年～平成 17 年

出展：袖ヶ浦市資料

表 2-3 事業所数の推移

	昭和 56 年	昭和 61 年	平成 3 年	平成 8 年	平成 13 年
総数	1,458	1,659	1,824	1,844	1,877
第 1 次産業	21	23	22	22	16
第 2 次産業	391	387	459	451	439
第 3 次産業	1,046	1,249	1,343	1,371	1,422

出展：袖ヶ浦市資料

第1節 関連計画

第1項 袖ヶ浦市総合計画後期長期計画

平成13年3月に策定される。

将来都市像「ひと、緑、光かがやくまち袖ヶ浦」の実現のため、先導的な役割を担う施策をリーディングプランとして位置づけた。そして、課題としての「自然環境との共生や資源循環型社会の形成」を行うための主な施策には、水と緑の里整備事業を取り上げ、緑豊かな自然を保全するとともに市民が小動物や昆虫等の自然生物とふれあい親しみ、自然観察やさまざまな体験ができる場の整備・保全を図ることとしている。

第2項 袖ヶ浦市第2期実施計画（2004-2006年）

平成16年3月に策定される。

後期長期計画における実施計画の第1期終了後、引き続いて第2期の実施計画を策定した。本計画の「安全で快適な潤いのある環境都市をめざして」の中で、水と緑の里整備事業において椎の森工業団地内の自然環境保全緑地を活用し、自然との触れ合いや観察などの体験ができる場として整備することが盛り込まれている。

第3項 袖ヶ浦市都市マスタープラン

平成11年3月に改定される。

都市マスタープランでは、「内陸部工業地の配置方針は高速道路の利便性を活かし、自然環境と調和した研究開発先端工業地として、臨海部工業地帯やかずさアカデミアパークとの連携を踏まえる」としている。

公園緑地の拠点として、「内陸部自然緑地に関しては、住民、特に子供たちの心身の健全な発展の場として活用を図る。また、住民に対して自然・緑の啓蒙を図り、住民のコンセンサスを得ながら施策を講じていく必要がある」としている。

当該地区は都市マスタープランの地域区分における長浦地域にあり、その中にあって椎の森工業団地を核とした研究開発産業ゾーンとして位置づけられている。土地利用にあたっては周辺自然環境に留意しながら研究開発施設の集約を図ることとしている。

第4項 袖ヶ浦市環境基本計画

平成15年3月に策定される。

環境基本計画では市環境基本条例に定められた基本理念を踏襲している。そして市が目

指す望ましい環境像の一つとして、「ホテルやカブトムシが生息する豊かな環境がのこるまち」「公共の担い手として、市民が積極的に活動するまち」などを掲げた。

また、その取組方針・内容として、「今ある自然環境をできるだけ残す」「生物の生息環境と緑を育てる」「市民、事業者、行政の役割、コミュニケーションの機会を確保する」「市民、事業者の活動を支援する」などを示している。

第5項 都市計画

本市の都市計画は、昭和 44 年の都市計画法の施行に伴い無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地の整備と農業や自然環境との調和と保全を図るため、定めてきた。

市域の約半分が首都圏整備法に基づく近郊整備地帯に位置するため、区域区分を定めることが法的に義務付けられており、市全域を都市計画区域とし区域区分を定めている。その結果、計画的な市街地整備の進展や良好な都市環境形成に大きな効果をもたらしてきた。

これまで京葉臨海工業地帯の造成や産業の発展に伴い、人口増加に対応するため土地区画整理事業などにより計画的な市街地の整備が進み、良好な住環境整備と宅地供給が行われてきた。

近年、人口増加率は微増となってきたが世帯数の増加傾向は続いており、市街地において都市基盤の整備改善、充実を図る必要性が生じてきている。

さらに、今後も都市計画により都市に残された貴重な緑地等、自然環境の整備又は保全に配慮していく。本市における都市計画の現状を図 2-3 及び表 2-4 に示す。

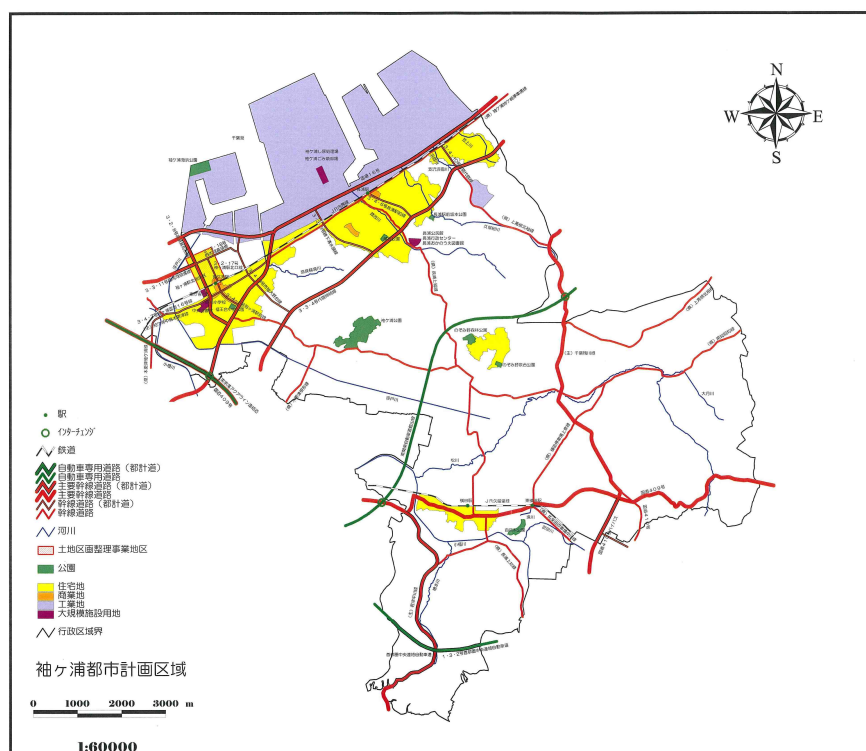


図 2-3 袖ヶ浦
の都市計画

表 2-4 都市計画決定状況一覧

都市計画の種類		決定状況	最終決定	当初決定
都市計画区域 区域区分		9,492ha	H19.2.23	S36.6.24
		市街化区域 2,135ha		S45.7.31
		市街化調整区域 7,357ha		
用途 地域	第一種低層住居専用地域	510ha	H19.2.23	S44.4.15
	第二種低層住居専用地域	—		
	第一種中高層住居専用地域	61ha		
	第二種中高層住居専用地域	6ha		
	第一種住居地域	205ha		
	第二種住居地域	43ha		
	準住居地域	—		
	近隣商業地域	13ha		S48.12.28
	商業地域	13ha		S44.4.15
	準工業地域	100ha		
	工業地域	-		S48.12.28
工業専用地域	1,184ha			
高度地区		第一種高度地区 117ha	H13.3.30	S48.12.28
		第二種高度地区 198ha		
防火地域及び準防火地域		防火地域 4.7ha	S57.1.29	
		準防火地域 8.6ha	H8.4.1	S48.12.28
生産緑地地区		67 地区 9.03ha	H13.3.6	H4.11.24
地区計画		4 地区 48.4ha	H19.2.23	H8.4.1
道路		20 路線 44.69 km	H17.1.7	S44.4.14
駅前広場 (交通広場)		袖ヶ浦駅南口交通 広場 4,800 m ²	H6.11.18	S44.4.14
		長浦駅前広場 2,300 m ²	S63.2.5	S44.4.14
		袖ヶ浦駅北口駅前 広場 6,700 m ²	H17.1.7	
公 園	総合公園	1 公園 25.2ha	S47.8.29	
	地区公園	1 公園 5.6ha	S53.7.18	
	近隣公園	2 公園 2.9ha	S56.1.20	
	街区公園	28 公園 6.0ha	H13.3.6	S56.1.20
	計	32 公園 39.7ha		
公共下水道		排水区域面積 1,026ha	H17.1.7	S48.7.27
ごみ焼却場		1 ケ所 2.48ha	H2.1.19	S47.11.15
汚物処理場		1 ケ所 0.86ha	H2.1.19	S50.9.30
市街地開発事業 (土地区画整理事業)		2 地区 59ha	H17.1.7	S63.2.5

第6項 袖ヶ浦市緑の基本計画

平成7年3月に改定される。

計画の基本理念は以下のとおりである。

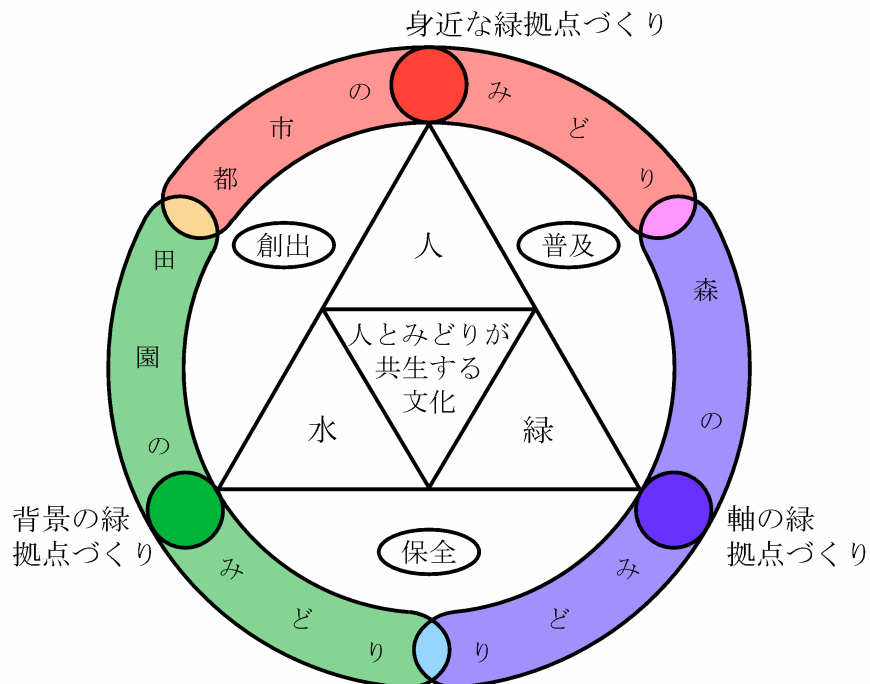
都市の緑は、市民の都市生活と、都市のイメージ形成に深い関わりをもっている。

都市の緑がもつ効果はさまざまであるが、都市に豊かな緑が存続することによって、うるおいと安らぎのある都市環境が生まれ、市民の暮らしを心地良くし、活気のある都市空間を形成することができる。

本市では、“ひと、そして自立”を基本理念に「ひと、緑、光りかがやくまち袖ヶ浦」を将来都市像として、施策の体系づくりを行っている。

一方、千葉県「みどりの基本構想」では、“人とみどりのハーモニー”をテーマとして、人間生活とみどりが調和を保ち、共生するみどり豊かな環境の創造をめざすこととしている。

以上のような前提に立ち、袖ヶ浦市の「緑の将来像」計画の基本理念を次のように設定することとする。



人と緑と水のトライアングル・ハーモニー	
•	緑のヒダが輝く、斜面樹林と水辺のみどりのふるさとネットワークづくり
•	人・花・緑がふれあい、人とみどりが共生する文化のまちづくり
•	みんなで取り組む、自立する3つの緑の拠点を核とする魅力あるまちづくり

また、本市で供用開始している公園は、総合公園として袖ヶ浦公園（252,000m²）、地区公園として百目木公園（73,300 m²）、近隣公園として蔵波公園ほか5箇所（79,147 m²）、街区公園として56箇所（117,708 m²）、風致公園として新堰公園（9,800 m²）が整備され、公園全体では、64箇所（531,955 m²）となっている。

このほか、公害等の防止や緩和を図ることを目的とする緩衝緑地18箇所（189,963 m²）や都市の自然的環境の保全や都市景観の向上を図るために設けられる都市緑地65箇所（76,645 m²）が配置されている。

さらに「水と緑のさとの設置及び管理に関する条例」にもとづく蔵波小鳥の森（約2,000 m²）も整備されている。

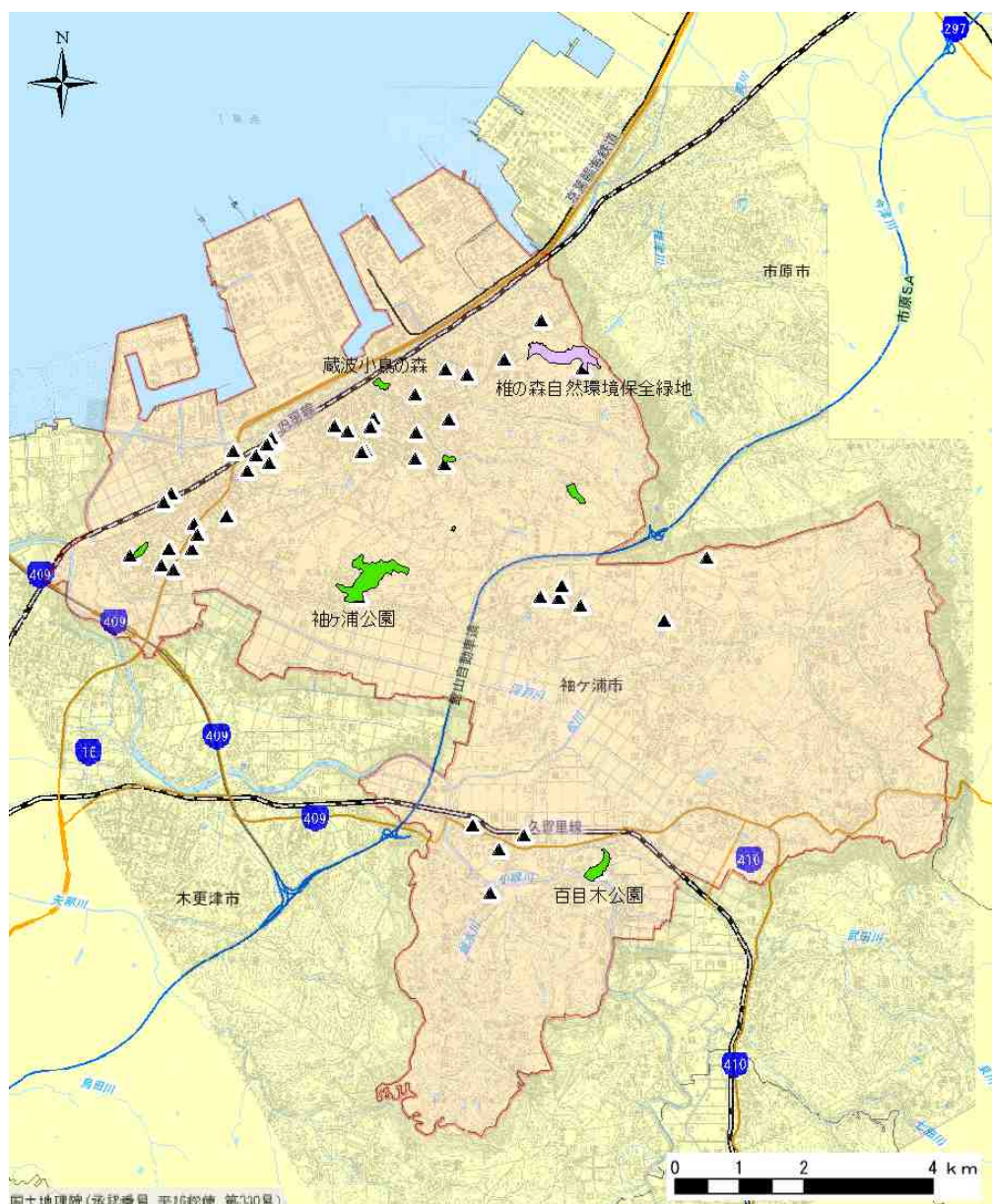


図 2-4 公園と椎の森自然環境保全緑地の位置

第7項 県みどりの基本構想

平成4年10月に策定される。

基本目標は「人とみどりのハーモニー」が掲げられ、基本的考え方として、

- 豊かさの実感できるふるさとのみどりづくり
- 生態系に配慮したみどりづくり
- 県民参加によるみどりづくり

となっている。

また、みどりづくりの基本方向とその実現に向けての方策として、

- みどり豊かな美しい都市の創造
- 自然にやさしい活力ある田園の創造
- 豊かさあふれる森林の創造
- 県民参加によるみどりづくり

が示されている。

第8項 千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例

条例の目的及び基本理念は、「里山の有する環境の保全、災害の防止等の機能はもとより、良好な景観の形成、余暇及び教育に係る活動の場の提供等の多面にわたる機能を積極的に評価し、県、県民、里山活動団体、土地所有者等が適正な役割分担の下に、協働して里山の保全、整備及び活用を図ることによって、県民の健康で文化的な生活の確保と活力ある社会の実現に寄与する。」とされる。

条例で言う里山とは、人が日常生活を営んでいる地域に近接する土地のうち、人による維持若しくは管理がなされており、若しくはかつてなされていた一団の樹林地又はこれと草地、湿地、水辺地その他これらに類する状況にある土地とが一体となっている土地を意味している。

条例に基づき、里山基本計画が平成17年度から平成21年度までの期間で実施されている。

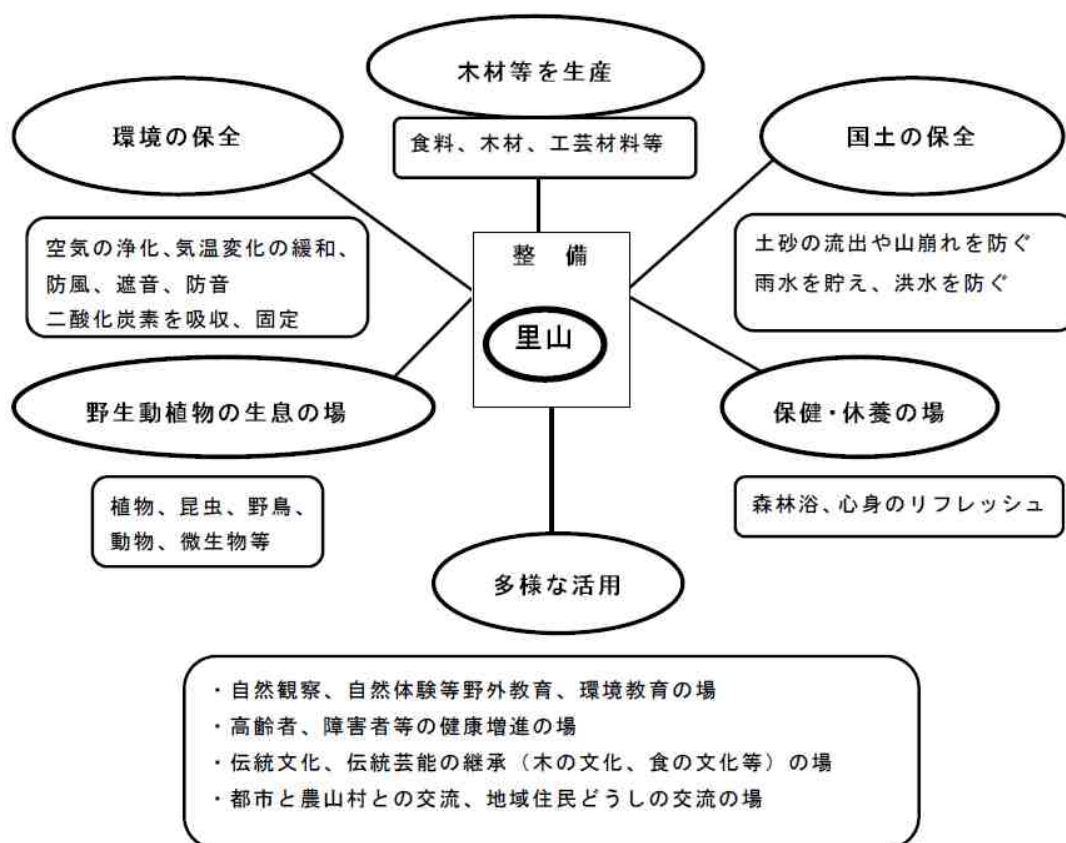


図 2-5 里山基本計画の概念

出典：千葉県資料

第9項 袖ヶ浦市水と緑のさとの設置及び管理に関する条例

同条例は、市民が自然に親しみつつ、自然のもたらす恩恵を享受することにより、市民の健康及び福祉の増進を図るため、「水と緑のさと」を設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的に、平成6年4月から施行（平成7年7月一部改正）されている。

同条例に基づき、「水と緑のさと」として蔵波にある「蔵波小鳥の森」を設置しており、同区域内における禁止行為を示すとともに行為者に対する罰則規定を設けている。